

浪江滑走路  
使用者手引き  
(第2版)

福島ロボットテストフィールド  
令和 4 年 9 月 7 日

## 改訂履歴

版	施行日	内 容	作 成
	令和2年4月9日	新規作成	
	令和4年9月7日	新フォーマットへの切り替え 記載内容追記	技術課 八巻 亨

# 目 次

1.	施設・設備概要.....	1
1.1.	基本情報 .....	1
1.2.	設置位置 .....	3
1.3.	外観写真 .....	3
1.4.	使用事例 .....	4
2.	施設・設備詳細.....	5
2.1.	図面（詳細はHPの『施設・設備詳細』から図面参照）.....	5
2.2.	使用にあたっての詳細情報 .....	7
2.3.	注意事項 .....	9
2.4.	車両の通行及び駐車に関して .....	9
3.	その他.....	9

# 1. 施設・設備概要

## 1.1. 基本情報

基本情報のリストを示す。

名称	浪江滑走路
エリア	無人航空機エリア（浪江）
メーカー名	-
メーカー型番	-
導入年	2020年
仕様	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     主要諸元                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走路：400×20m</li> <li>・緩衝地帯：幅100m</li> <li>・方向：09/27</li> <li>・表面：アスファルト舗装</li> </ul>
飛行可能エリア	エリア内 高度：~150m
施設に含まれる設備、機器	・LANコンセント盤
保存データの形式・アウトプット	-
事前に用意いただく必要のあるもの	ヘルメット
使用に必要な免許・資格	-
利用上の注意	ヘルメット着用
貸出単位	1面
貸出可能な数	1

## 基本情報（続き）

使用料金	
1時間につき（昼間）	¥4,600
1月につき	-
全日	-
午前・午後	¥18,300
1時間につき（夜間）	-
夜間	¥22,000
超過（1時間につき）	¥6,000
問合せ先	福島ロボットテストフィールド 技術課 TEL0244-25-2476

### 備考

- (1) 使用単位の「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」、「超過時間」は次のとおりです。
  - ◎午前：9時～13時
  - ◎午後：13時～17時
  - ◎夜間：17時～21時
  - ◎全日：0時～24時
  - ◎超過時間：0時～9時まで及び21時～24時までの間の1時間
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、使用料と同額を加算します。
  - ①営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき
  - ②商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為のために使用するとき
- (3) 準備のために使用する場合には、使用料を70%に減額します。
- (4) 日をまたいで2日以上継続使用する際、展示物や器材等の保管のためであれば、夜間～早朝の使用料は徴収しません。
- (5) 施設に含まれる設備、機器において（★）マークのついたものは、使用時に別途費用が発生します。詳細は対応する使用者手引きを参照ください。

## 1.2. 設置位置

### 浪江滑走路

住所：福島県双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂 89 番浪江町棚塩産業団地内



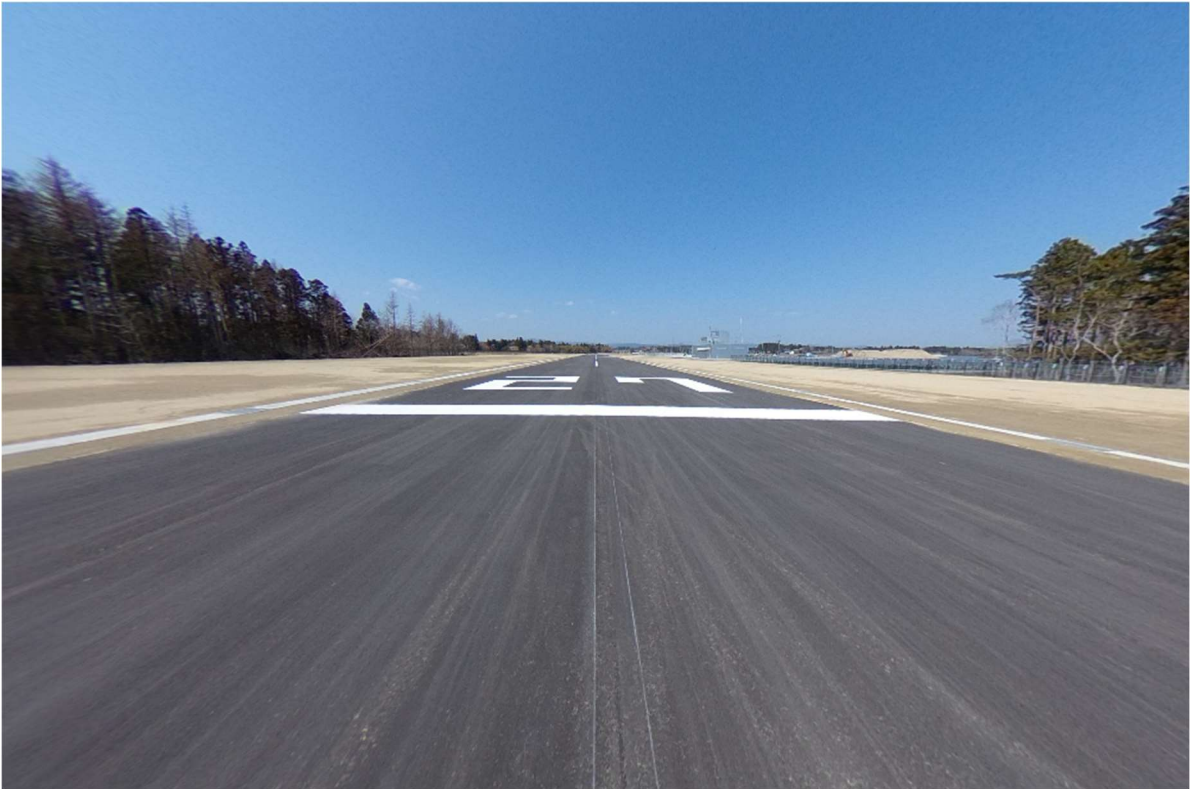
浪江滑走路 設置位置

## 1.3. 外観写真

浪江滑走路外観 西側



## 浪江滑走路外観 東側



### 1.4. 使用事例

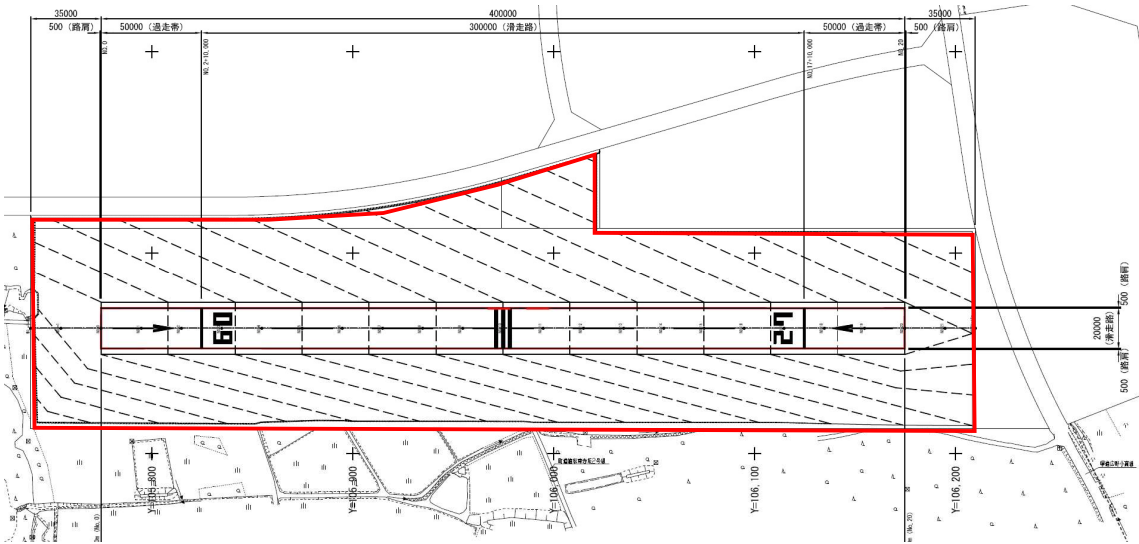
- (1) 無人航空機の滑走路を使用した離発着を伴う飛行試験及び、飛行訓練。
- (2) 空飛ぶクルマの離発着試験。
- (3) 高速道路を模した、道路上で行う走行試験。

## 2. 施設・設備詳細

### 2.1. 図面（詳細はHPの『施設・設備詳細』から図面参照）

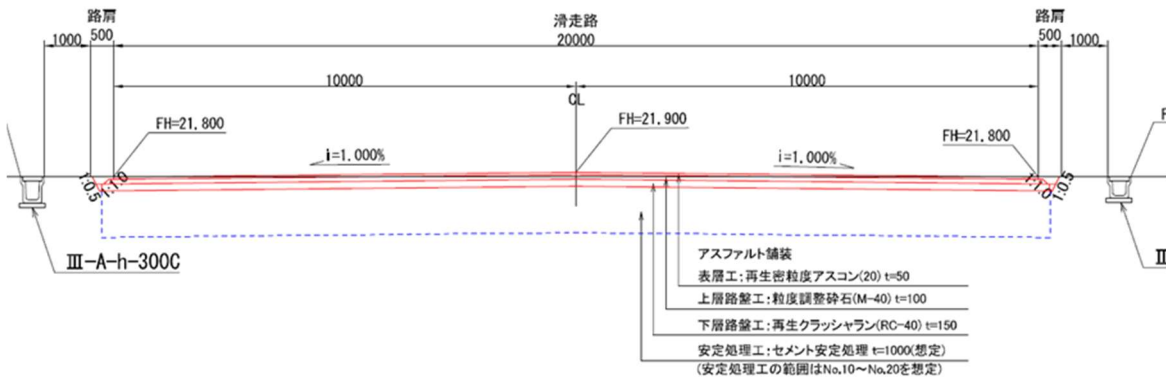
#### (1) 平面図

#### 【平面図】



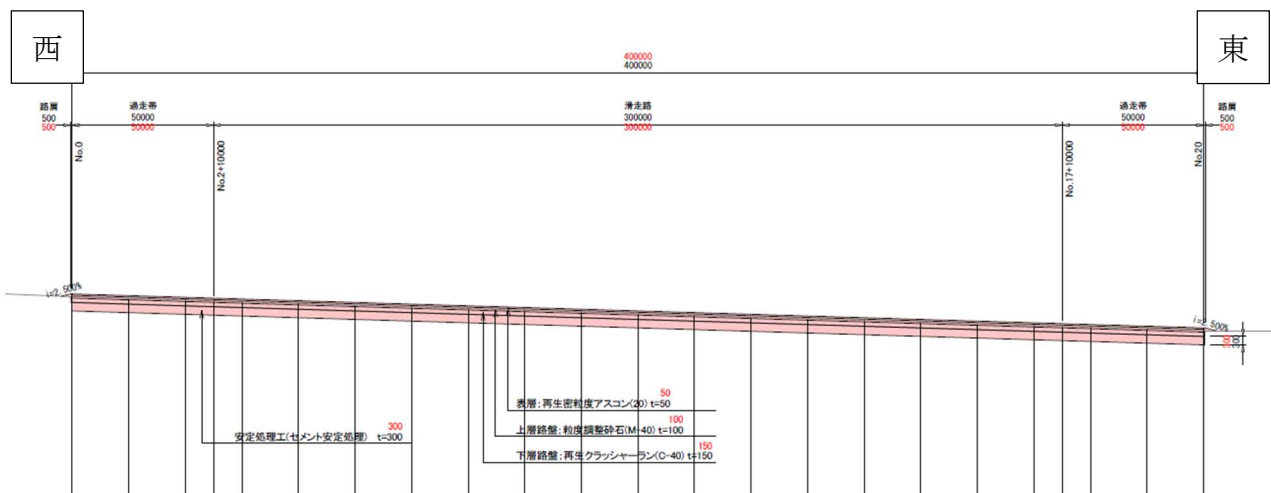
赤線：敷地境界線

#### (2) 舗装構造断面図





(3) 東西方向断面図



(4) LANコンセント盤

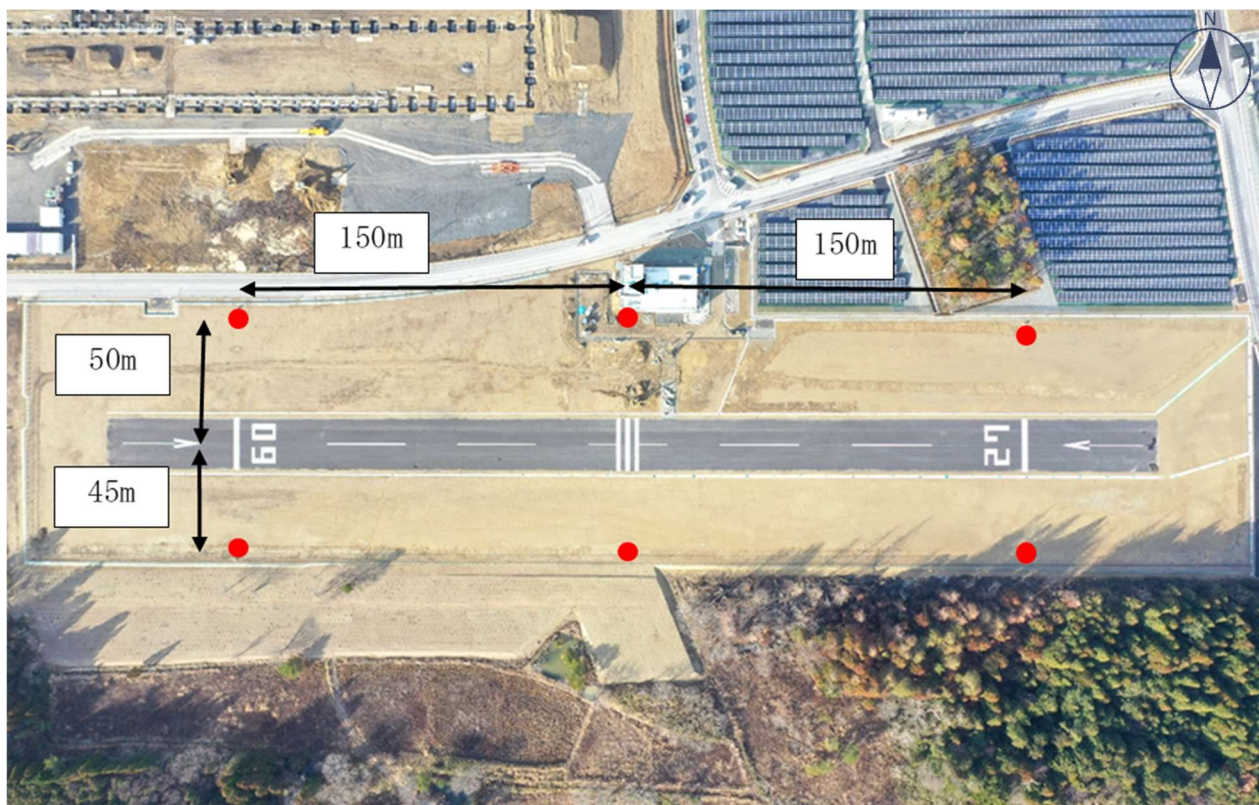
電源仕様：単相 100V 15A

コンセント形状：接地極付きコンセント 2口

(5) LANコンセント盤設置個数：6か所



## 設置位置



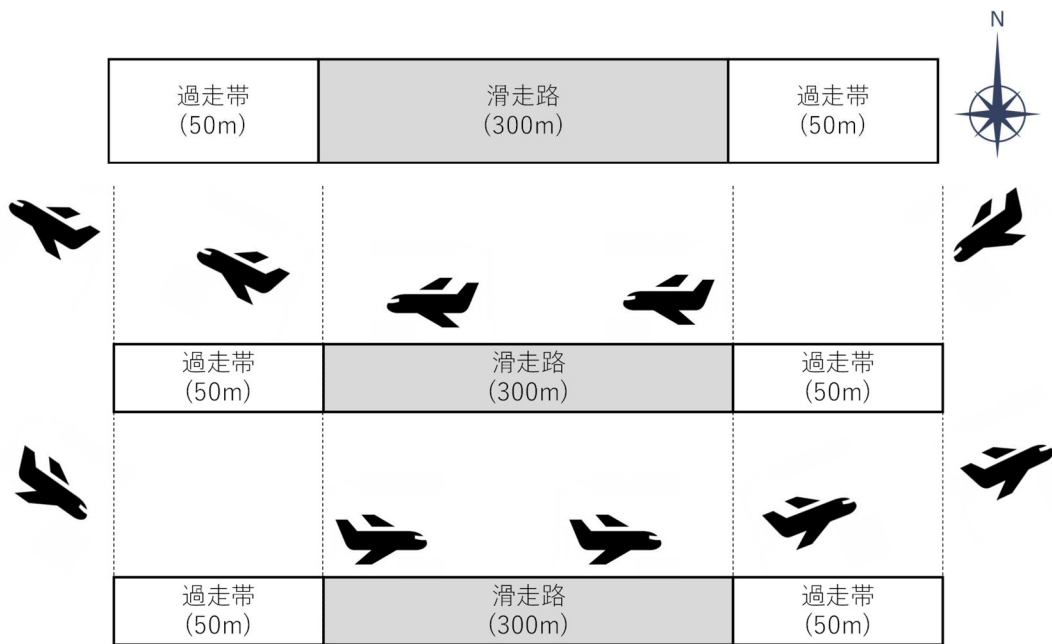
注) 一つは格納庫の外壁に取り付けられています。

## 2.2. 使用にあたっての詳細情報

### 離着陸の概要

#### (1) 離着陸の方法

本滑走路は東西方向に設置されている。下図に示すとおり、東西に対し対称な形状をしており、東西どちらの方向からでも離着陸を行うことが出来る。なお、いずれの場合も離着陸は原則として300mの滑走路内で行うこと。やむを得ずオーバーランを行う場合、50mの過走帯を使用すること。



なお、滑走路の延長線の付近には東西それぞれ樹木があります。下図は例として西側の樹木をドローンで撮影した画像であり、画像から推察される樹木の高さはおよそ 12m です。無人航空機の離着陸を行う際にはこれに十分ご注意ください。





## (2) 無人航空機の離着陸に関して

無人航空機の離着陸に関しては、施設やその他の物件から 30m 以上の距離をとること。

また、無人航空機の飛行経路が福島ロボットテストフィールドの敷地外に出る可能性がある場合、その飛行ルートを含めて使用計画書に記載すること。

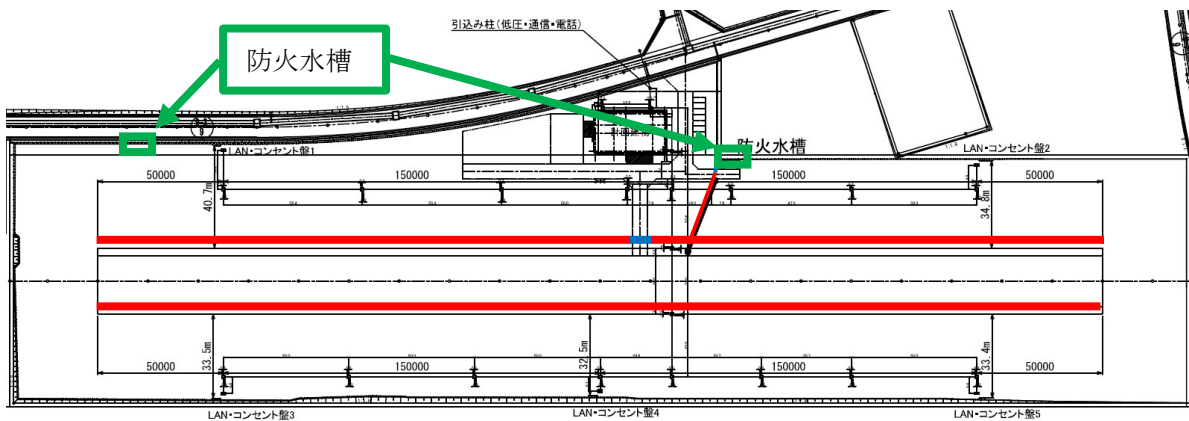
## 2.3. 注意事項

- (1) 本滑走路は一時間単位で別な使用者が使用することも想定されるため、使用者は迅速に離着陸を遂行し、使用時間内に撤収まで済ませること。
- (2) 実績の少ない無人航空機を飛行させる、騒音を発する機体を運用する等の懸念事項がある場合には事前に技術課に相談すること。
- (3) 公道の近くを飛行させる場合、それぞれの場所に安全員を配置し、無人航空機が水平 30m 以内の道路交通の妨げにならないよう航空機を誘導すること。

## 2.4. 車両の通行及び駐車に関して

車両で通行可能な側溝は、舗装部のグレーチング側溝（下図青線部）のみとする。非舗装部の側溝は歩行者用側溝のため、車両では通行しないこと。歩行者用側溝以外の非舗装部は車両通行可とするが、雨天等の影響によるぬかるみに十分注意すること。

防火水槽付近の舗装されたスペースに駐車しないこと。火災発生時の消防活動に支障をきたすとともに、陥没の恐れがありますので絶対に車両を駐車しないこと。



**赤線部: 歩行者用側溝(車両通行不可) 、 青線部: 車両用側溝**

## 3. その他

- (1) 使用期間中に休館日(土日祝日)を挟む場合、休館日中は施設のご利用はできませんが、滑走路に機材等を残置させる場合は技術課まで事前に確認してください。

以上